

香川県全国がん登録に係るがん情報 知事による利用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）及び全国がん登録 情報の提供マニュアル 第5版（令和7年4月1日付け健発0401第55号厚生労働省健康・生活衛生局長通知。）に基づき、知事が自ら香川県全国がん登録に係るがん情報（以下「香川県全国がん登録情報」という。）を利用する場合の事務処理を定めることを目的とする。

(事務処理の流れ)

第2条 事務処理の流れについて、次のとおりとする。

- (1) 調査研究計画書の作成
 - (2) 香川県がん対策推進協議会がん登録部会（以下「がん登録部会」という。）における審査
 - (3) 調査研究成果の公表前の確認
 - (4) 情報の利用期間終了後の廃棄
- 2 香川県健康福祉部健康政策課（以下「健康政策課」という。）及び香川県がん登録室（以下「がん登録室」という。）には、情報の適切な管理等、保有等の制限並びに情報の取扱いの事務に従事する職員等の秘密保持義務及びその他の義務の規定が適用される（法第25条から第29条まで）。
- 3 健康政策課及びがん登録室は、情報の保護等について「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル 第2版」（令和7年4月1日付け健発0401第55号厚生労働省健康・生活衛生局長通知。）に基づき、業務を行うものとする。

(調査研究計画書の作成)

第3条 情報の利用時は、調査研究計画書（様式第1号）を作成する。

(調査研究計画書に記載を要する事項)

第4条 調査研究計画書には、次の(1)から(11)までに掲げる事項について記載を行うものとする。

<項目>

- (1) 申出に係る情報の名称
- (2) 情報の利用者
- (3) 利用する情報の範囲
 - ① 診断年次
 - ② 地域
 - ③ がんの種類
 - ④ 性別
 - ⑤ 年齢
- (4) 情報の利用目的、必要性及び研究方法
- (5) 想定する集計表・図
- (6) 利用期間

- (7) 調査研究成果の公表方法
- (8) 倫理審査の状況
- (9) 情報の利用後の処理
- (10) その他
- (11) 事務担当者連絡先

(調査研究計画書に基づく審査)

第5条 香川県全国がん登録情報の利用の決定について、がん登録部会の意見を聴くものとする。

(調査研究成果の公表前の確認)

第6条 公表予定の内容について、以下の点を確認し、必要に応じてがん登録部会に意見を聴き、その成果により、識別又は推定することのできるがん罹患した者若しくは第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないようにする。

- (1) 調査研究目的以外で利用していないこと
- (2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと
- (3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること

(利用期間終了後の廃棄)

第7条 情報から生成されるもののうち、調査研究計画書に添付した集計様式又は統計分析の最終結果以外のものや情報の定義情報等について紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去したり、電子媒体自体を粉碎したりすること等によって、できる限り復元困難な状態にする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月29日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号

1 申出に係る情報の名称

都道府県がん情報（非匿名化情報）
匿名化が行われた都道府県がん情報

2 情報の利用者

氏名	所属機関	職名	役割

全ての利用者分、表を追加すること。

所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における職名又は立場を記載すること。

3 利用する情報の範囲

様式第1号 別紙2を添付すること。

4 情報の利用目的、必要性及び研究方法

情報を利用して実施する調査研究に期待する意義及びその結果を具体的に記載すること。

5 想定する集計表・図

集計表・図の作成を予定する場合、想定する集計表・図を添付すること。

6 利用期間

必要な限度の利用期間を記載すること。

7 調査研究成果の公表方法及び公表予定時期

複数の媒体で公表予定の場合は、公表予定時期を含めてすべて記載すること。

8 倫理審査の状況

承認または未承認をチェックすること。また、承認の場合、倫理審査承認を証明する文書（倫理審査承認通知等）を添付すること。

9 情報の利用後の処理

10 その他

必要事項があれば記載すること。

11 事務担当者連絡先

氏名	所属機関	職名	連絡先

全ての利用者分、表を追加すること。

所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における職名又は立場を記載すること。

注) 2024年4月26日時点。最新の一覧については、

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/datause/general.html で確認し様式を定めること。

	登録情報 (ヘッダ)	申出情報 (必要な限度 で選択)
1	行番号	
2	提供情報患者番号	
3	多重がん番号	
4	性別	
5	診断時年齢	
6	診断時年齢 (小児用)	
7	診断時患者住所都道府県コード	
8	診断時患者住所保健所コード	
9	診断時患者住所医療圏コード	
10	診断時患者住所市区町村コード	
11	診断時患者住所コード	
12	側性	
13	局在コード (ICD-O-3)	
14	診断名 (和名)	
15	形態コード (ICD-O-3)	
16	性状コード (ICD-O-3)	
17	分化度 (ICD-O-3)	
18	組織診断名 (和名)	
19	ICD-10 コード	
20	ICD-10 (和名)	
21	IARC-ICCC3 コード (小児用がん分類)	
22	ICCC (英名)	
23	診断根拠	
24	診断年	
25	診断年月日	
26	診断日精度	
27	発見経緯	
28	進展度・治療前	
29	進展度・術後病理学的	
30	進展度・総合	
31	外科的治療の有無	
32	鏡視下治療の有無	
33	内視鏡的治療の有無	
34	観血的(外科的・鏡視下の・内視鏡的)治療の範囲	
35	放射線療法の有無	
36	化学療法の有無	
37	内分泌療法の有無	
38	その他治療の有無	
39	初診病院コード	
40	初診病院都道府県コード	
41	初診病院保健所コード	

注) 2024 年 4 月 26 日時点。最新の一覧については、

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/datause/general.html で確認し様式を定めること。

	登録情報 (ヘッダ)	申出情報 (必要な限度 で選択)
42	初診病院医療圏コード	
43	初診病院住所コード	
44	診断病院コード	
45	診断病院都道府県コード	
46	診断病院保健所コード	
47	診断病院医療圏コード	
48	診断病院住所コード	
49	観血的治療病院コード	
50	観血的治療都道府県コード	
51	観血的治療病院保健所コード	
52	観血的治療病院医療圏コード	
53	観血的治療病院住所コード	
54	放射線治療病院コード	
55	放射線治療都道府県コード	
56	放射線治療病院保健所コード	
57	放射線治療病院医療圏コード	
58	放射線治療病院住所コード	
59	薬物治療病院コード	
60	薬物治療病院都道府県コード	
61	薬物治療病院保健所コード	
62	薬物治療病院医療圏コード	
63	薬物治療病院住所コード	
64	原死因	
65	原死因 (和名)	
66	生死区分	
67	死亡日/最終生存確認日資料源	
68	生存期間 (日)	
69	DCI 区分	
70	DCO 区分	
71	患者異動動向 (診断年 2020 年以降提供予定)	
72	患者受療動向	
73	統計対象区分	
74	生存率集計対象区分	
75	集計用市区町村コード	
76	死亡年月	